



修郎先生の事件簿

小池雄一氏

～就労ビザ専門会社の現場から～

佐生修郎(さしゅう・しゅうろう)は就労ビザ専門会社で働くコンサルタント。その幅広い知識と長年の現場経験、それに深い洞察に基づきさまざまなアドバイスを行い、数々の困りごとを解決してきた。座右の銘は「真面目に不真面目」。

鈴木一郎 (琴の調べが遠くに聞こえる) 明けましておめでとうございます。今年も良い年になりますように。

佐生修郎 おおっ、今回は「大変だ、大変だ」って飛び込んで来るのではなかったね。
鈴木 それはそうさ、新年だからね。今年は正月にすっごく良いフレーズに出会ったんだ。「世界を変えるのは能力を持つ人でも、熱意を持つ人でもなく、希望を持った人なのだ」って。

佐生 それは徳島から米国スタンフォード大へ行った松本杏奈さんの言葉じゃないか。私もYouTube (https://youtu.be/3J1eXftdZ0) を観て感動したよ。今年はZ世代と一緒に希望を持っていききたいよなあ。
鈴木 でも、2022年のインドネシアのイミグレーションはどのようなのさ。希望なんか持てないのじゃない?

佐生 希望はある。まずはコロナ対応だ。コロナ禍の約2年間、インドネシア当局も状況に依りていろいろな対応策を講じてきた。それらの経験から、施策は要点を

捉え始めたし、現場での実運用もかなり要領を得てきた。つまり、コツを掴み慣れてきたと言えるだろう。
鈴木 確かに。とても面倒なことだけれど、ビザ取得と入国の条件は明確だから、その条件を満たせば良いだけだしね。

2022年は希望の年か？

増える予想している。この2年間、緊急活動制限(PPKM)措置の影響で、立入検査が殆どなかった。昨年12月にPPKMのレベルがレベル1に下がったね。それを受けて、当局役人が市中に出てき始めたのだ。
鈴木 まさか、激減した検挙件数や科料金額を今年で挽回してやろうなんて考えてはいないよね。
佐生 うっ、流石は一郎君、察しが良いね。その傾向は否定できない。だから、気をつけた方がよいな。

鈴木 気をつけるって、何をどう気をつけるのさ?
佐生 実は過去の事例から監査ポイントは予想できる。
(1) ITAS滞在許可証上の登録住所と実際の居住住所の相違はないか?
(2) NOTIFIKASI就労許可上のポジション名と実際の業務に齟齬(そご)はないか?
(3) グループ内での取締役としての兼務就労許可証は取得が済んでいるか?
鈴木 この3つのポイントについては、今からすぐに、日本人含む外国人全員に、日本人含む外国人全員に、状況を調べておくことにするよ。そして、何か不具合があったら直に手続きをしていけば良いね。

佐生 この3ポイントが綺麗になったら、もうひとつ重要なポイントがあるぞ。
(4) スキル移行先のインドネシア人(インドネシア人随行者・TKI Pen damping)へのスキル移行の状況を説明できること。
鈴木 取締役以外のマネージャーやアドバイザー、それにエンジニア職の人は、誰か一人のインドネシア人にスキル移行をする事が義務付けられているのだよ。
佐生 就労許可を申請する時に対象者を指名し、予定しているスキル移行の内容や作業計画を記した書類を提出しているのだ。
鈴木 うちの会社では誰が自分のスキル移行対象者なのを知らない日本人マネージャーもいそだなあ。これも早急に整理して日本人の皆に伝えておかなければね。
佐生 まずはこれらのポイントに絞って調査し是正しておくことだ。
鈴木 やるべきポイントが明確になってきたら、2022年のイミグレーションの仕事が上手いく希望を感じてきたよ。

佐生 いいぞ一郎君。希望が周りの人々を変え、地域を変え、日本を変え、世界を変えていくのだからね。
こいけ・ゆういち FPCインドネシア代表取締役。89年学習院大卒、日本アイ・ピー・エム入社。フジスタツフへ転職後インドネシアでの事業開発を手掛ける。帰国後に独立。「夢ある街のたいやき屋さん」FC経営を経て、12年8月より現職。栃木県生まれ。55歳。

佐生 これからは入国後の「強制隔離期間」がどうなるかに絞って観測していくだけで充分だよ。
鈴木 でも、イミグレーションだから良い事はかりじゃないと思うけど。
佐生 年初は立入検査が

佐生修郎 心得の条
一 インドネシア当局のコロナ禍対応において、既にコツを掴み現場運用も回ってきた。これから注視していくべきは、入国後の「強制隔離期間」の一点。
二 年初は当局の立入検査が多発する可能性を感じる。指摘ポイントはある程度予想できるので、少なくともそのポイントは事前に整理し必要に応じて是正しておくことが肝要である。
※本連載は、実際に起きた事例を参考に、インドネシアに滞在、就労する上で気を付ける点について説明するもので、登場人物や事象はフィクションです。実際の事案に対応する場合は、専門家に相談の上、各自のご判断でご検討ください。
「修郎先生の事件簿」は、原則、毎月第1水曜日に掲載します。